

## ○市民の皆様から寄せられたご意見に対する市議会の考え方・対応について

寄せられたご意見の 主なもの（概要）	ご意見に対する市議会の考え方・対応
議会報告会を開催してはどうか	いわゆる議会報告会という名称や形式ではないが、常任委員会単位で調査項目を設け、市民や団体との意見交換を積極的に行っている。また、他の議会で行われているような議会報告会については、これまでも議会改革に係る検討の中で取り上げてきており、今後も引き続き検討していきたい。
条例の運用については第三者による検証が必要ではないか	議会運営委員会がまずは自ら検証を継続的に行っていきながら、第三者による検証については、その次の段階の検討課題としたい。
政務活動費の増額について 使途内容や公表の仕方について	これまでの議会改革の検討の中で、震災からの復興を優先し、額については現状では見直す段階ないと結論付けている。 収支報告書等については市情報公開条例に基づき既に公開しているほか、市議会HPでも支出科目一覧や政務活動費を使った視察の報告書については順次、公表することにしているが、使途内容や領収書の公表のあり方については、今後も検討していきたい。
今までやってきたことに新たに加わったものは何か  条例をつくって何をやろうとしているのか  独自性は何か	これまで当市議会が行ってきたことや、議会活動の活性化を図る議会改革調査特別委員会で検討し改革を重ねてきた事項等を体系化した。条例に基づく活動を通して、震災からの復興と震災前からの諸課題を解決し市民の負託に応えることのできる議会機能の強化を図ろうとするものであり、本条例の独自性としては、これまでの当市議会の活動実績に基づく内容としたことと、震災当時の教訓から災害時の議会の対応について盛り込んだ。

寄せられたご意見の中で多かったのは、市民懇談会（議会報告会）の持ち方について、また、基本条例が制定された後、議会活動が条例の趣旨にそって運用されているかの検証を議会運営委員会だけでなく第三者による検証が必要ではないか、とするご意見でした。これらを含む寄せられたご意見の概要と市議会の考え方・対応の全文については、市議会ホームページに掲載しています。

## ○議会基本条例制定後の対応

大船渡市議会基本条例が理想だけにとどまるのではなく、議会全体としてあるいは議員自らがその職責を自覚し、条例の趣旨に添った議会運営に努めていくことが重要であり、そのためにも、第23条に基づく継続的な検証や適切な見直しを行っていくことが大切です。

大震災からのふるさとの復興と持続可能な地域社会の実現を、市とともに成し遂げていく必要があることから、市民に開かれた議会、より活発な議会運営を目指すとともに、市民に寄り添い市民の期待に応えることのできる機能を有する議会の実現に向けて、不断の取組をこれからも行ってまいります。今後も市議会に対するご意見やご提言をお気軽に寄せください。

## ○議会基本条例とは

平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行、平成 18 年 12 月の「地方分権改革推進法」の成立により地方自治体の自主性が求められる中、住民から選ばれた代表で構成される議事機関としての地方議会の役割はますます重要性を増し、全国の多くの議会で、議会の目指すべき活動指針等をまとめた基本条例が制定されています。

大船渡市議会では、これまでの議会活動や議会改革に取り組んできた実績を積み上げ体系化したものを基本条例として制定しました。この条例は、市長と同様に直接市民から選ばれる議員が構成する議会が二元代表制の一翼を担っている機関であることの責任を自覚し、東日本大震災からの復興を成し遂げるとともに、少子高齢化など震災前からの諸課題を解決し、持続可能で安心して暮らせる地域社会の実現と市民福祉の増進に資することを目的に、市民の期待に応えることのできる議会機能の強化を目指し、議会と議員の活動原則等を定めたものです。

## ○大船渡市議会基本条例の策定に向けて

大船渡市議会では、前任期において議会基本条例の先進地視察を行った他、早稲田大学マニフェスト研究所の中村健先生を招いての研修会を行うなど議会基本条例策定に向けて準備を行ってきました。

平成 28 年 6 月の第 2 回定期会において新たに設置された議会基本条例策定特別委員会では、前任期からの申送り案をさらに精査し、議会全体で共通認識に立つための詳細な解釈等や、制定後の運用等に係る課題についても協議を重ね、会議数は 6 月から 12 月までで 29 回、審議時間は 50 時間に上りました。

平成 28 年 11 月には、全員協議会で基本条例案を決定し、パブリックコメントや説明会を行い意見募集をしたところ、多くの質問やご意見が寄せられました。議会全体としても、共通認識を得るために研修会を重ねて行い、平成 28 年 12 月議会最終日に上程し、全員一致で可決したものです。

## ○パブリックコメントの実施について

11 月 11 日（金）から 25 日（金）までの 15 日間、大船渡市議会基本条例（案）に関する意見募集を実施しました。また、パブリックコメントの一環として、11 月 18 日（金）18 時 30 分から、リアスホールのマルチスペースで、「大船渡市議会基本条例市民説明会」を開催したところ、約 50 名の市民の参加をいただきました。

パブリックコメントによる市民の皆様からいただいた主な質問や意見は右ページのとおりです。

